

展示即売店仕様書

北宇都宮駐屯地

仕様書（その１）

1 業務件名及び内容

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における展示即売店の設置及び経営

2 相手方（出店業者）の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊航空学校宇都宮分校長（以下、「甲」という。）が決定する。

3 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

4 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納付すること。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく全てを自社で適正に履行できること。
- (4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (5) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している

者ではないこと。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

6 業務期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間の任意の日
ただし、災害派遣、気象及び情勢等により日程変更又は中止の場合がある。

7 費用負担

本業務に伴う費用（電気、ガス、上下水道、ごみ処理料等）は丙の負担とする。

8 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

9 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

10 情報保全の順守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を順守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を順守させるために必要な措置を採らなければならない。

11 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

12 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前までに甲に通知し、担当職員の指示に従い解除することができる。ただし、この場合において、既に納入された国有財産使用料は返還しない。

13 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲等の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設の立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。
- (4) 売店の設置、撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (6) 丙は、商品の瑕疵等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は即時に対応すること。
- (7) 丙は、営業終了後、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (8) 丙は、売上報告書を営業日の翌月10日までに、担当職員に提出すること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員の指示に従うこと。

仕様書（その２）
展示即売店

- 1 販売品目
訓練用品、食料品、スポーツ用品、日用雑貨
- 2 設置場所
北宇都宮駐屯地内 厚生センター
- 3 国有財産使用許可面積
1. 6 2 m²
- 4 実施日、実施時間等
 - (1) 実施日
原則として、土日祝日及び年末年始（12／29～1／3）を除く希望日
 - (2) 実施時間
原則として、1130～1800までの時間
それ以外は別途協議する。

仕様書（その３）
キッチンカー

- 1 販売品目
食品、飲料
- 2 設置場所
北宇都宮駐屯地内
- 3 国有財産使用許可面積
幅 5 m×奥行き 4 m（20 m²）の範囲内
- 4 実施日、実施時間等
 - (1) 実施日
原則として、土日祝日及び年末年始（12／29～1／3）を除く希望日
 - (2) 実施時間
原則として、1130～1800までの時間
それ以外は別途協議する。
- 5 その他
キッチンカー周辺にゴミ箱を設置し、販売した商品に係るゴミは責任をもって収集・処分すること。